

新潟市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月 31日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第38号

新潟市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

新潟市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第2項を削る。

第5条第2項を削る。

第6条第2項を削る。

第7条第2項及び第3項を削る。

第8条第2項を削る。

第9条中「及びその写し1通」を削る。

第10条第2項を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第16条第2項を削る。

第17条第2項を削る。

第22条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（条例第18条に規定する規則で定める必要な事項）

第26条 条例第18条に規定する規則で定める必要な事項は、次項から第5項までに規

定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
  - (2) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて条例で定めるものは、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下この条において「電子申請等を行う者」という。）を特定するための識別符号及び暗証符号の入力とする。
  - (3) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項に規定する条例で定める場合は、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合をいう。
- 2 電子申請等を行う者は、市長が定めるところにより、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
  - 3 この規則の規定により所定の様式により行うとされている申請等について前項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等は、所定の様式により行われたものとみなす。
  - 4 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認め

る場合において、当該原本の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から市長の定める期間内にしなければならない。

- 5 市長は、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等（情報通信技術活用法第3条第10号に規定する縦覧等をいう。）を行うときは、市長が別に定める方法により行うものとする。

別記様式第2号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記様式第8号中「（正本及び副本各1通）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第2号及び別記様式第8号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。